



■ネパール農村に於けるヨード補給活動はコロナ感染の拡大を恐れ、活動停止です。ネパールのコロナ拡大防止対策の現状を、ネパール日本大使館に尋ねてみました。(2020年4月)

●ネパール国内、特にカトマンズ盆地内の新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は4月26日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、行動規制を実施することを発表しました。

●対象期間は4月29日午前6時から5月13日深夜まで。行動規制の主な内容は以下のとおりとなります。

(1) 期間中も認められる行動

- ・救急車、消防車、ウォータータンカー、食料品を含む生活必需品を運ぶ車両、乳製品を運ぶ車両、霊柩車、外交団の車両、報道車両、銀行及び金融機関の車両、通信サービスプロバイダーの車両、隔離機関の車両、廃棄物処理車両の運行
- ・必要な安全対策をとった上での最大15人までの結婚式、葬式等の式の実施
- ・旅券、ビザ、航空券を所持したネパール出国者のトリブバン空港への移動
- ・食料品ストア、生活必需品ストアの午前6時から午前10時、及び午後5時から午後7時までの営業
- ・スーパーマーケット、デパートメントストア（ただし、ともに生活必需品エリアのみ）の午前10時から午後5時までの営業
- ・薬局の営業

(2) 規制期間中認められない行動

- ・公共車両、私用車両の運行
- ・救急車、医療用車両、食料品を含む生活必需品を運ぶ車両、警備車両以外の車両のカトマンズ盆地内への進入
- ・会議、セミナー、研修等の実施・映画館、ショッピングモール等の娯楽施設、サロン、美容院、ジム、プール、図書館、博物館、動物園等の営業。団体スポーツをすること。
- ・生活必需品エリア以外のデパートメントストアの営業
- ・生活必需品を扱う店舗及び会社以外の営業

(3) その他の発表事項

- ・(やむを得ない事情で) カトマンズ盆地外からカトマンズ盆地内へ入る者は当局の指示に従い、自宅隔離をしなければならない
- ・急遽病院に行く必要が生じた場合や、葬式に参加せざるを得なくなった場合には事前に各郡当局に要請し、許可証を取得する必要がある。